

宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月28日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

記

1 監査委員の報告日

平成26年9月4日

2 通知のあった日

平成26年11月5日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 1,778,539,538円

過年度分 4,575,909,438円

合 計 6,354,448,976円

・ H24年度収入未済額

現年度分 1,985,447,672円

過年度分 5,040,408,921円

合 計 7,025,856,593円

ロ 措置の内容

平成25年3月策定の「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、引き続き収入未済額の縮減を図っていく。

この計画に基づき、各県税事務所で縮減対策目標と事業計画を定めたところであり、その進捗状況を税務課へ定期的に報告させることにより、適切な債権管理に向けた指導・助言を行っていく。

3か年計画の重点税目である個人県民税は着実に縮減が進んでいるが、更なる縮減を図るため、各県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームを中心に市町村の収入率向上、収入未済額の縮減が図られるよう積極的に支援していく。

さらに、市町村との共同催告、県による直接徴収及び地方税徴収対策室による滞納整理を強化するほか、宮城一斉滞納整理強化月間の新たな取組として県市町村合同公売会を開催する。また、個人県民税の特別徴収義務者一斉指定については、平成26年度から全市町村で開始している。

個人県民税以外の収入未済額は着実に縮減が図られており、引き続き差押中心の滞納整理を徹底していく。

(2) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

・ H25年度収入未済額

現年度分 23,411,985円

過年度分 490,941,011円

合 計 514,352,996円

・ H24年度収入未済額

現年度分 24,434,328円

過年度分 467,158,047円

合 計 491,592,375円

ロ 措置の内容

(イ) 債務者（不真正連帯債務者8者）のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として350,000円を回収した。

県外在住者については、年度内に金融機関に対し財産調査を実施することとしており、新たな預金等が発見された場合は、差押えを行う。

(ロ) 今後も、引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に財産調査を実施して財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、収入未済の縮減を図っていく。

(3) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

返還金（平成23・24年度介護分野緊急雇用創出事業運営業務委託契約解除に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

・ H25年度収入未済額

現年度分 9,246,000円

過年度分 0円

合 計 9,246,000円

ロ 措置の内容

不正な手段による委託契約が発生しないよう、事業計画確認や検査などを一層強化し、制度周知と適切な債権債務の管理に努めていく。

(4) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H25年度収入未済額

現年度分 15,849,127円

過年度分 82,063,828円

合 計 97,912,955円

・H24年度収入未済額

現年度分 16,124,902円

過年度分 79,266,543円

合 計 95,391,445円

○母子寡婦福祉資金違約金

・H25年度収入未済額

現年度分 104,780円

過年度分 4,420,250円

合 計 4,525,030円

・H24年度収入未済額

現年度分 464,800円

過年度分 4,397,800円

合 計 4,862,600円

○児童保護費

・H25年度収入未済額

現年度分 2,781,780円

過年度分 13,477,154円

合 計 16,258,934円

・H24年度収入未済額

現年度分 2,848,640円

過年度分 14,789,144円

合 計 17,637,784円

○児童扶養手当給付費返還金

・H25年度収入未済額

現年度分 880,160円

過年度分 21,142,380円

合 計 22,022,540円

・H24年度収入未済額

現年度分 1,710,490円

過年度分 21,241,680円

合 計 22,952,170円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約668万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は91,228,284円となっている。

○母子寡婦福祉資金違約金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約21万円納入され、平成26年9月末の収

入未済額（過年度分）は4,307,280円となっている。

〔対応策〕

確実な償還につなげるため、貸付申請時に、償還の必要のある「貸付金」であることを意識付けるとともに、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還能力の確認を十分に行う。また、滞納が発生した場合には、速やかに督促を行い、借受人の状況に応じて償還計画を変更するなど柔軟に対応し、計画的な納入を促進する。

今後、更なる収入未済額全体の縮減を図るため、債権回収の方法等について、保健福祉事務所と情報共有を図りながら、統一した基準を設定することを検討するとともに、口座振替の導入や回収困難な債権の処理方法についての検討を進める。また、本年11月より本課家庭生活支援班に担当職員を1名増加し体制の強化を図るとともに、収入未済額の納入促進に努めることとしている。

○児童保護費

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約18万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は16,072,844円となっている。

〔対応策〕

新規に児童を措置するに当たり、保護者に負担金納入について十分な説明を行い理解を得るように努める。また、滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入、又は徴収の猶予を検討する。滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる等の場合にあっては、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施するとともに、時効が成立した債権については、不納欠損処理する。

○児童扶養手当給付費返還金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約95万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は21,072,520円となっている。

〔対応策〕

返還金現年度分について、納付忘れによる滞納を早期に解消するため、納期限後、督促状発布前に電話での納付呼びかけ案内を実施することとし、過年度分については、平成26年度から民間企業のボーナス期に合わせて、新たに特別滞納整理期間（毎年7月及び12月）を設け、集中的に督促を行った結果、3件262,680円が完納となった。

(5) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金、返還金、負担金（扶養保険費）及び使用料（第二啓佑学園、啓佑学園）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

○補助金等精算返還金（平成22・23年度障害者自立支援基盤整備事業補助金及び福祉・介護人材処遇改善事業助成金に係る返還金）

・ H25年度収入未済額

現年度分 19,964,338円

過年度分 0円

合 計 19,964,338円

○返還金（平成23年度障害福祉関係施設緊急雇用創出事業等に係る返還金）

・ H25年度収入未済額

現年度分	16,998,576円
過年度分	0円
合 計	16,998,576円

○負担金（扶養保険費）

・ H25年度収入未済額

現年度分	474,130円
過年度分	6,240,040円
合 計	6,714,170円

・ H24年度収入未済額

現年度分	507,970円
過年度分	6,686,960円
合 計	7,194,930円

○使用料（第二啓佑学園）

・ H25年度収入未済額

現年度分	634,299円
過年度分	465,017円
合 計	1,099,316円

・ H24年度収入未済額

現年度分	1,033,753円
過年度分	322,482円
合 計	1,356,235円

○使用料（啓佑学園）

・ H25年度収入未済額

現年度分	563,664円
過年度分	1,052,220円
合 計	1,615,884円

・ H24年度収入未済額

現年度分	925,359円
過年度分	1,095,674円
合 計	2,021,033円

ロ 措置の内容

関係機関と連携しながら未納者の生活状況や経済状況などを調査し、各個別の対応策を講じるとともに、督促状及び催告書の送付、電話や家庭訪問による継続的な納入指導を行い、収入未済額の縮減に努めていく。また、不正な手段による補助金交付申請等が発生しないよう、事業計画確認や検査などを一層強化し、制度周知と適切な債権債務の管理に努めていく。

高額返還等が発生するものについては、債務者への返還等スケジュールなどの事前周知を図るとともに、早期の納付計画確認を行い、収入未済が発生することのないよう注意を促していく。

(6) 業務課

イ 監査委員の報告の内容

賃借料の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよ

うに対策を講じられたい。

(内容)

薬事業務総合支援システム用機器賃貸借料について、二重払があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 103,572円

ロ 措置の内容

支出担当者が不在となり、他課職員の応援を得ながら事務処理をしていたが、年末の多忙な中で錯誤により1か月分を二重払したもの。

支払後、すぐに気づき、速やかに返還の手続きを行った。

これ以降は、支出担当者から決裁権者まで履行確認一覧表との突合を含めた支出内容の確認を徹底し、再発防止に努めている。

(7) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

返還金（平成23・24年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分	628,210,533円
過年度分	0円
合計	628,210,533円

ロ 措置の内容

破産案件である1法人の収入未済については、裁判所への債権届出以降、債権者集会を通じて情報収集を行ってきたところである。平成26年度中に債権者への配当が見込まれていることから、可能な限り債権が回収できるよう引き続き状況把握などに努めていく。

不正受給案件である1法人の収入未済については、督促状送付のほか、任意催告及び納付指導を行っている。今後も、事業者の資力の回復及び保有資産の状況について継続的に調査するなど適切な債権管理を行い、早期の回収に努めていく。

(8) 観光課

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

契約執行者以外の者が、予定価格を訂正していたもの。

- ・韓国エージェント等招請事業委託業務

ロ 措置の内容

予定価格調書の作成が省略される場合においては、起案書の回議前に所属長に確認をとるとともに、決裁後は、班長が再確認することとし、再発防止に努めている。

(9) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分	4,280,000円
過年度分	22,324,000円
合 計	26,604,000円

・ H24年度収入未済額

現年度分	4,280,000円
過年度分	20,373,000円
合 計	24,653,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金の貸付に伴う償還金については、収入未済額の縮減に向け、債務者への電話連絡や訪問面談により生活状況の把握に努めながら折衝を継続している。

7月には、平成25年度において収入未済額増加の原因となった債務者を訪問し、資産差押えの状況や原発補償の状況等について聴取し、今後の償還について指導を行った。

収入未済案件の債務者の中には離業者や破産者がいるが、今後も引き続き電話や訪問等により生活状況等を確認し、可能な限り償還を促すなど、収納促進と適切な債権管理に努めていくこととする。

なお、収入未済案件以外で貸付残高があり、かつ、本資金の貸付に係る事業を継続している者に対しては、県地方振興（地域）事務所を通じて、毎年8月31日現在で事業進捗状況及び貸付対象物件の現地確認を行い、状況を把握している。

(10) 畜産課

イ 監査委員の報告の内容

需用費の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

新聞購読料について、二重払があったもの。

- ・ 件数 1件
- ・ 金額 10,704円

ロ 措置の内容

新聞、複写機、電話料金等定期的に支出するものについて、支払チェック表を作成し、支出担当者、会計事務担当者、担当班長、決裁権者が決裁の段階でそれぞれ確認するとともに、確認したことを記入し決裁を行うこととした。

支払事務関係者全員が同じチェック表を保持し、それぞれの立場で確認することにより、複数の目で支払状況を把握し、同様事例の未然防止を図った。

(11) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○ 県営住宅使用料

・ H25年度収入未済額

現年度分 23,978,222円

過年度分 166,772,338円

合 計 190,750,560円

・ H24年度収入未済額

現年度分 38,213,803円

過年度分 187,386,036円

合 計 225,599,839円

○ 県営住宅駐車場使用料

・ H25年度収入未済額

現年度分 2,384,700円

過年度分 7,807,200円

合 計 10,191,900円

・ H24年度収入未済額

現年度分 3,827,030円

過年度分 8,665,465円

合 計 12,492,495円

ロ 措置の内容

(イ) 平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでおり、さらに平成27年度まで2年間期間を延長し、継続して重点的に取り組むこととした。

(ロ) 平成23年9月に、滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い、同年12月、同委員会からの「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。(平成26年2月一部改訂)

(ハ) この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。

・滞納者または連帯保証人に対する督促、催告、臨戸訪問の強化

・当課と管理代行者（宮城県住宅供給公社）が連携して、滞納者全戸の訪問督促を継続的に実施している。

・生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底。

平成26年9月現在、14機関（対象者のいる全機関（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所））で実施している。

・明渡訴訟対象の拡大等

平成25年度からは、明渡訴訟対象者を6ヶ月以上滞納者から3ヶ月以上滞納者へと拡大した。

・平成25年度 9件提訴

・平成26年度（9月末現在） 5件提訴済

(12) 会計課

イ 監査委員の報告の内容

薬務課及び畜産課における支出事務について、二重払が認められたので、審査事務を再点検するなど、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○薬務課

薬事業務総合支援システム用機器賃貸借料(平成25年11月分)

- ・件数 1件
- ・金額 103,572円

○畜産課

新聞購読料(平成25年4月～6月分)

- ・件数 1件
- ・金額 10,704円

ロ 措置の内容

(イ) 原因分析のため対象課に当時から在職している職員に事情聴取を行った。結果、支出発議課において、現会計システムによる「支出負担行為別命令一覧」による確認がなされていなかったこと、複数の職員によるチェックがなされていなかったことが確認された。また、会計課においても確認の徹底が不足していた。

(ロ) このため会計課としては、現会計システムの活用方法及び担当者以外による事務処理進行管理について、研修や当課の広報誌等を通じて注意喚起するとともに、履行確認表を添付させるなどし、確認の徹底に努めることとした。

(13) 高校教育課

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

・ H25年度収入未済額

現年度分	43,865,050円
過年度分	31,222,641円
合計	75,087,691円

・ H24年度収入未済額

現年度分	32,885,747円
過年度分	10,298,698円
合計	43,184,445円

○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金

・ H25年度収入未済額

現年度分	22,400円
過年度分	960,600円
合計	983,000円

・ H24年度収入未済額

現年度分	134,400円
過年度分	826,200円
合計	960,600円

ロ 措置の内容

(イ) 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

- ・収入未済額については督促状と3か月毎に催告状を郵送。
- ・8月末までに11,077,498円を回収し、収入未済額の縮減を図っている。

(ロ) 定時制通信制課程修学資金貸付金奨学金

- ・未納者に対しては、これまで電話や文書等により生活状況の把握と督促を行うとともに、自宅訪問による事情聴取や連絡保証人を通じた働きかけを行ってきたところであるが、納入には至っていない状況である。
- ・今後も粘り強く納付の働きかけを行い、収入未済額の縮減に努めていく。
- ・未納者：8人（実数）
主な要因：生活困窮、住所不明等による

(14) 施設整備課

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の貸付料及び借受財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

(イ) 4月1日に調定すべき電話柱敷地貸付料について、平成26年7月8日に調定したものの。

- ・件数 1件
- ・調定金額 1,500円

(ロ) 平成25年5月から10月分の仮設校舎の使用許可に係る使用料について、10月31日にまとめて使用許可し、11月1日に使用料の調定を行ったもの。

- ・件数 9件
- ・調定金額 13,910円

ロ 措置の内容

(イ) 年度初めの調定にあたっては、許可担当者と歳入担当者は調定案件について、漏れないよう該当案件をこれまで以上に相互確認するとともに、歳入に関しては収納状況まで確認する必要があるため、進行管理表を作成の上、随時班内を供覧し進捗状況を確認することとした。

(ロ) 仮設校舎のリースが始まる学校に対しては、仮設校舎を目的外使用する際の手続きの周知徹底を図る。また、学校で毎月行われる定例職員会議の資料には、翌月の月間行事予定が掲載されており、その中で模擬試験実施等による目的外使用の有無を確認することができるので、当該校に対し毎月月末に翌月の行事予定を提出させ、使用許可手続きを促すとともに、当課におけるチェック資料として活用することとした。

(15) 文化財保護課

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電話料及び電気料の支出について、請求金額より少ない金額で支出手続した電話料が、公共料金振替口座から先に引き落とされたため、電気料が口座引落不能とな

った。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

・件数	1件
・正電話料支出額	2,888円
・誤電話料支出額	2,887円
・電気料金額	3,906,147円
・遅収加算額	115,505円

ロ 措置の内容

再発防止策として、日常的に複数の職員で支出額の根拠となる算定資料の検算を行うとともに、他所属・複数科目に係る支出案件については特に注意し、その的確性を組織的に確認することとする。

また、公共料金振替については、該当口座の記帳等を月2回（中、下旬）は必ず行うことや、項目・支払日・引き落とし日・件数・金額等を一覧表にし、常に把握することとし、引落不能等の発生を未然に防ぐこととする。

(16) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金、損害賠償金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○放置違反金

・ H25年度収入未済額	
現年度分	5,772,000円
過年度分	15,378,009円
合 計	21,150,009円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	8,207,000円
過年度分	18,692,305円
合 計	26,899,305円

○損害賠償金

・ H25年度収入未済額	
現年度分	3,884,265円
過年度分	10,870,050円
合 計	14,754,315円
・ H24年度収入未済額	
現年度分	2,063,250円
過年度分	9,749,100円
合 計	11,812,350円

○放置違反金に係る延滞金

・ H25年度収入未済額	
現年度分	405,800円
過年度分	1,800,290円
合 計	2,206,090円
・ H24年度収入未済額	

現年度分	704,000円
過年度分	1,768,190円
合 計	2,472,190円

ロ 措置の内容

(イ) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

○ 催告による自主納付の促進

督促期限後も納付しない滞納者に対しては、催促状及び財産差押予告通知書の送付、電話、臨戸訪問による催促を強化し、自主納付を促した。

○ 追跡調査による時効完成債権の縮減

使用者の所在不明及び車両転売による使用者不明等による連絡不能事案については、特に時効消滅切迫事案を中心として追跡調査を継続して実施し、時効完成となる債権の縮減に努めた。

○ 催告に応じない滞納者への対応

通知書の送付等による再三の催告にも応じない滞納者に対しては、債権差押等の滞納処分を推進した。

(ロ) 損害賠償金

○ 電話による納付促進

債務者に対し、定期的に電話による督促を実施し、納付を促進した。

○ 分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由により一括納付ができない債務者に対しては、分割納付及び一部現金納付により債権を回収した。

○ 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。